

淀川区役所8月分

公開請求の内容及び処理状況

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和7年 8月6日	令和7年 8月20日	不当な要求等に対する文書の送付について (平成28年8月23日起案分)	部分公開	1 5 号	淀川区役所	政策企画課
令和7年 8月11日	令和7年 8月22日	平成28年7月22日に、私が淀川区役所総務課人事担当職員に手渡した淀川区役所広聴職員に関するご意見の回答がまだ作成されていないのに、淀川区役所政策企画課は「全て対応済み」「すでに対応済み」と市民に嘘をついてきた。 この「全て対応済み」「すでに対応済み」と嘘が記載された虚偽公文書2枚の開示を請求します。 ●平成28年8月25日付淀川区役所政策企画課長〇〇名の文書 ●令和7年6月18日付淀川区長名の文書	不存在	号	淀川区役所	政策企画課
令和7年 8月15日	令和7年 8月29日	これまでの経緯 (平成28年8月23日起案文書にかかる添付文書)	部分公開	1 5 号	淀川区役所	政策企画課
令和7年 8月23日	令和7年 9月8日	平成28年8月25日付淀川区役所政策企画課長〇〇の文書の大阪市公文書のファイル名称の(標題)が【不当な要求等に対する文書の送付について】になっていた。(文書コード) 7622384 不当要求行為を中止させるため市長からの警告、捜査機関への告発などを行います。 と大阪市ホームページに書いてあった。 私が不当要求している市民ならば、大阪市長から私にも警告があるべきなので、大阪市長による私への警告文書の開示請求をします。	公開請求 拒否	号	淀川区役所	政策企画課
令和7年 8月26日	令和7年 9月9日	平成28年7月22日に、私が淀川区役所総務課人事担当職員に手渡した広聴職員に関する【ご意見】の回答文書の開示を求めます。 淀川区役所は 令和7年6月18日付文書で「すでに対応済み」と言つてきたため。 「すでに対応済み」なら、回答文書は作成済みだから。	公開請求 拒否	号	淀川区役所	政策企画課
令和7年 8月26日	令和7年 9月9日	平成28年8月25日付淀川区役所政策企画課長〇〇の文書の内の 【淀川区長が決定した方針の正式名称】がわかるものの開示を求めます。 方針の内容は 「御本人に向けての回答は今後しない」ことに部署内で共有している方針 広聴担当職員と政策企画課長代理と政策企画課長のみで共有して、特定の市民への差別扱いを実行している。 報復的行政処分を無実の市民に行ってい る。	不存在	号	淀川区役所	政策企画課